

取引参加者の売買審査に関する要件の見直しに伴う「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正について

2022年4月1日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正を行い、本年4月4日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、取引参加者が一定の要件を満たした売買管理体制を整備していること等を条件に、取引参加者の業態や顧客属性等に応じた売買審査の実施をより柔軟に認めることとしたことに伴い、所要の対応を行うものです。

II 改正概要

1. 売買審査

- 取引参加者は、自社の業態、顧客属性等を勘案し、自社で起こりうる不公正取引のリスクに応じた売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保されることにより、適切な審査結果が得られると認められる場合には、当取引所が定める抽出基準及び分析に係る項目を変更することができることとします。

（備考）

- 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則
第4条第1項第1号c及び同条第1項第2号

2. 社内記録の作成及び保存等

- 取引参加者は、第4条第1項第1号cに該当するものとして抽出基準又は分析に係る項目を変更した場合において、売買管理体制の整備状況が確認できる資料を5年間保存することとします。

- 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則
第5条第1項第2号

3. その他

- その他所要の改正を行います。

III 施行日

2022年4月4日から施行します。

以上